

29年11月1日
No.134

発行
**一般社団法人
練馬西青色申告会**

ねりま西 青色だより

〒178-0063 東京都練馬区東大泉4-16-3 電話 5387-6211 FAX 5387-6222

● **必要な書類**
 一人別源泉徴収簿、税務署から送られた納付書（年末調整関係書類は10月下旬に送付されております。）、扶養控除等（異動）申告書、保険料控除申告書（生命保険料、地震保険料、国民年金、健康保険料等）。

● **会場**

期間
 平成29年12月11日～平成30年1月10日（第2、第4土・日曜・祭日を除き、第1、第3土曜日は、午前9時から12時まで。尚、平成29年12月29日～平成30年1月4日までは休業となります。）

その年末調整の個別相談会を次の通り行います。

その1年間の給与総額が確定する年末に納めなければならないその給与総額についての税額（年税額）とそれまでに徴収した税額との過不足額を求め、その差額を徴収又は還付する手続きを「年末調整」と呼んでいます。

給与の支払者は、毎月（日）の給与の支払いの際に所定の「源泉徴収税額表」によって所得税及び復興特別所得税の源泉徴収することになっていますが、その源泉徴収をした税額の1年間の合計額は、給与の支払いを受ける人の年間の給与総額について納めなければならぬ税額（年税額）と一致しないのが通常です。

● **年末調整とは**

**年末調整の個別相談会は
1月10日まで**

医療費控除の改正 平成29年分の確定申告から変わります

平成29年分の医療費控除について次の通りの改正が行われました。

（1）従来の医療費控除

医療費控除の制度そのものの改正はありませんが、証明の方法に次の改正がありました。

（改正事項）

平成29年の確定申告から、領収書の提出が不要となった代わりに、**医療費控除の明細書**に医療費の明細を記入して確定申告書に添付することが必要となりました。

健康保険組合等から送付してきた**医療費のお知らせ**などの**医療費通知**は従来の医療費の領収書としては認められなかつたのですが、この改正により**医療費控除の明細書**にこの**医療費通知**を添付すれば**医療費控除の明細書**に医療費の明細の記入を省略し、**医療費通知**を添付した**医療費控除の明細書**を確定申告書に添付することもできます。なお、医療費の領収書は不要になったのではなく、必ず自宅で5年間保存し、税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。

ただし、経過措置として平成29年から平成31年分までの確定申告については、改正前と同じ医療費の領収書の添付又は提示による事もできます。

（2）セルフメディケーション税制の創設

居住者が平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般医薬品等購入費を支払った場合において当該居住

者がその年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組みとして一定の取組みを行っているときにおけるその年分の医療費控除については、その者の前年以前からの医療費控除の規定との選択により、その年中に支払った特定一般用医薬品等購入費の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除きます。）の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額（8万8千円を限度）を控除額することができます。

この規定の摘要を受ける方は、平成29年分の確定申告から摘要を受ける年分において一定の取組みを行ったことを明らかにする書類の添付又は提示をし、かつ、「セルフメディケーション税制の明細書」に特定一般用医薬品等購入費の金額の明細の記入作成が必要ですが、医薬品購入費の領収書の添付又は提示は必要ありません。

ただし、医療費の領収書は不要になったのではなく、必ず自宅で5年間保存し、税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。

ただし、経過措置として平成29年から平成31年分までの確定申告については、改正前と同じ医療費の領収書の添付又は提示による事もできます。

※従来の医療費控除の規定とセルフメディケーション税制の規定は併用できずどちらか一方のみの選択となります。どちらの規定が有利になるのかは会員によって異なりますので是非とも練馬西青色申告会事務局にご相談していただくようお願い致します。

第六回

「子供のための租税教室」開催

～小学校四年生から六年生を対象に雑貨屋さんを体験～

(練馬西税務署・東京税理士会練馬西支部協賛)

八月三日(木)午前九時三十分から時間半コースで恒例となりました第六回「子供のための租税教室」を開催しました。今年は10名の参加者を頂きました。

まず始めに、東京税理士会練馬西支部鳥山副支部長から、「自分の遺伝のお話等の」挨拶を頂きました。続いて、練馬西税務署個人課税伊東総括上席からは、「挨拶を兼ねて、「虹の鳥と子どもたち」の絵本の朗読がありました。優しい子どもたちにまごころの大切さを教えた絵本でした。

みんな緊張のなか本題に入り、小学校高学年で習うだろう国民の三大義務(教育・勤労・納税)のお話をさせて頂き、前半は雑貨を販売するまでですが、始めて店の看板を製作して自己紹介をして頂きました。自己紹介では、みんな夢を語ってくれました。建築設計士、野球選手、サッカー選手、薬剤師等々、早いうちから夢を持つことができ、素晴らしいと感じました。

そして、朝のレジのお金をチェックして、樋口商店から雑貨が届きました。後半は、税理士の齊藤先生にバトンタッチして、複式簿記の勉強に入りました。

「お金を支払ったきちんとした領収書をもらひことを忘れないように」と注意し、500円で仕入れました。

それから雑貨の仕入れ金額のチェックをさせ、値段を付けさせましたが、二つの条件を出しました。一つは、売る値段を仕入れの500円以上にする(500円)。もう一つは10円単位で付けること。この二つの条件をお話して、「値段を考えるのも商売のだいじ味」みんな真剣に考えていました。また「銀行で両替もできますよ。」とお話ししたら、両替が楽しかったのか、何度も両替する子供さんもありました。

いよいよ買いたい物が持ったお客様の登場。「絵本は、サービスでプレゼントしてくださいね。」と、お話しして、絵本を頂いたお客様の方も勿論満足の様子でした。

雑貨が完売したら、今度はいよいよ帳簿付けです。青色申告会に行つて帳簿を100円で貰つてきて前半終了でした。

来年の日程は、8月2日(木)午前9時より決まります。参加お待ちしております。

事務局 高橋

100円の消耗品費、そして、みんなの金額がまちまちの売上、この二つの取引を振替伝票に書かせ、帳簿に転記させました。みんな真剣に勉強しておりました。

次に、決算書・確定申告書の記入のしかたを習い、確定申告書は青色申告会へ提出、納税は銀行に納付して終了しました。みんな楽しかったようでした最後まで笑顔でした。

この租税教室は、雑貨の販売、そして記帳から納税までですが、看板の製作のデザイン感覚から、値段の設定等色々と考えさせることを取り入れさせて頂いております。

今年も暑いなか、「参加」「送迎」くださいました皆さま、そして、「ご協賛くださいました方々、本当にありがとうございました。この紙面をお借りして感謝申し上げます。



平成二十九年度会勢拡大出陣式・役員研修会が開催されました。

平成29年10月9日(月)～10(火)にかけて会勢拡大出陣式・役員研修会がニューウエルシティ湯河原で開催され、役職員合わせて63名のご参加がありました。お忙しいなかご参加いただきました。役員の皆様ありがとうございました。

高橋局長の司会進行で物故者に対する黙祷、梶野副会長の挨拶から始まり、会歌斎唱、青木会長から挨拶を頂き、第一部「会勢拡大出陣式」が始まりました。

「会勢拡大出陣式」の内容は、最初に高橋局長から会員増強運動と会員の入会状況の現状についての説明がありました。

次に「青色コーナーを体験して」と題しチーム青色の副チーム長である藤崎副会長からサイレントの営業のお話、山路副会長からは実際の入会勧奨の体験のお話を頂きました。

次に青木会長から「青色とは」と題し、現在の練馬西青色申告会の現況と注意点、任意団体と一般社団法人の青色申告会とは感じが違う旨、会長自ら



梶野副会長



青木会長



藤崎副会長



山路副会長



西山敦先生

の過去の役職歴（東青連専務事務局長会議担当、組織広報委員会担当、事業厚生委員会担当、税制政策委員担当）、消費税のインボイス制度の問題についてのお話をされました。

第二部「役員研修

会の講演では東京税理士会練馬西支部支

部長の西山敦先生による講演で「相続対策のための生前贈与の活用について」と題して、相続税・贈与税の計算のしくみ、改正点とその影響、小規模宅地の特例、贈与税の配偶者控除、住宅取得資金の非課税、教育資金

の贈与の非課税、結婚子育て資金贈与の特例、相続時精算課税のメリット・デメリット、生前贈与の贈与契約書をかわすこと、相続税対策のまとめについてなどの講義をされました。

最後に佐藤副会長の閉会の挨拶で会勢拡大出陣式・役員研修会が終わりました。懇親会では例年通り支部対抗演芸大会が開催され、各支部で様々な演芸が行われ、懇親会が盛り上がりました。また、最後には炭坑節が流れ、多くの方が踊りに参加しておりました。

今回の会勢拡大出陣式・役員研修会は、真剣なまなざしで聞いておられ、充実した研修会でした。

来年も更なるご参加をお願い致します。

マル経融資のご案内

～小規模事業者経営改善資金～
※融資限度額：2,000万円
※返済期間：運転資金7年以内
設備資金10年以内

平成30年3月31日の日本政策金融公庫受付分までです。

■利率：1.11%（平成29年10月12日現在）
※担保・保証人不要（保証協会の保証も不要）
※他に練馬区の利子補給40%（3年間）

※利用できる方：従業員20名以下
(宿泊業、娯楽業以外の商業・サービス業は5名以下)
※1年以上事業を行っている方
※飲食業の設備資金も利用可能

◇本融資は商工会議所の推薦で日本政策金融公庫より事業資金として貸し出しされます。審査の結果、ご希望に添えないことがあります。

窓口専門相談 本相談は、経営に関する相談に限定しております。
会員・非会員の方問わず利用できます。

法律相談

毎月第1金曜日 午後1時～4時(30分単位)
相談員：弁護士 相談無料

税務相談

1月～3月 每月第1～第4火曜日(3月第3、第4火曜日除く)
4月～12月(8月休)毎月第2火曜日
午後1時～4時(30分単位) 相談員：税理士 相談無料

問い合わせ先

東京商工会議所練馬支部
練馬区練馬1-17-1 Coconeri 4F 区民・産業プラザ内
TEL:3994-6521 FAX:3994-6589

決算書作成指導・相談日予約について

平成29年分の決算書作成指導は次のとおりです。

★予約日は、平成30年1月22日(月)～3月9日(金)まで(電話・FAX予約も可)

★予約時間は午前9時～午後4時まで。詳細は決算・申告書作成ご予約の往復はがきを
12月の初旬頃に送付いたしますのでよろしくお願い致します。

★3月10日、12日、13日、14日の4日間は予約なし、受付時間は12時まで、先着順で
60名までとさせて頂きます、なお、決算指導は3月14日(水)までです。

★3月15日(木)は、申告書類のお預かりのみで、練馬西税務署、練馬東税務署とともに
午前12時までとさせて頂きます。

※日曜・祭日、1月27日(土)は休ませて頂きます。

但し、2月11日(日)は正午まで営業、予約は午前11時まで受付けます。

今年度から申告書、決算書は税務署から送付されません。代わりに下記の
様式の「確定申告のお知らせ」が送付されますので決算時に必ずご持参して
頂くようお願いいたします。

確定申告のお知らせ

※「確定申告のお知らせ」はがきのイメージです。

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>料金後納便 書面でも問い合わせ 作成ツールは自動で計算!</p> </div> <p>100-0013 千代田区役所 3丁目1-1</p> <p>国税 太郎 様</p> <p>お手元にお届けするお知らせです。必ずお読みください。 カスマバーコード</p>	<p>重要</p> <p>平成28年分 確定申告のお知らせ</p> <p>申告書の受付期間及び納期限等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">申告書の受付期間</th> <th style="width: 15%;">納 税 期 限</th> <th style="width: 10%;">審査日(審査納税利用の場合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年2月16日(木) ～平成29年3月15日(水)</td> <td>平成29年3月15日(水) ～平成29年4月20日(木)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成29年1月 ～平成29年3月31日(金) (回数の超過する場合は別途申告書提出を行なっています。)</td> <td>平成29年3月31日(金) ～平成29年4月25日(火)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">※ 送付書類は、平成29年2月15日(木)以降でもあります。(税務署の閉鎖日(土・日曜・祝日等)は、税務署では開設されず申告書の受け付けを行っておりません。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○○税務署 電話 ○○-○○○○-○○○ 100-0013 千代田区九段南 1丁目1番1号 九段第2合同庁舎</p>	申告書の受付期間	納 税 期 限	審査日(審査納税利用の場合)	平成29年2月16日(木) ～平成29年3月15日(水)	平成29年3月15日(水) ～平成29年4月20日(木)		平成29年1月 ～平成29年3月31日(金) (回数の超過する場合は別途申告書提出を行なっています。)	平成29年3月31日(金) ～平成29年4月25日(火)		※ 送付書類は、平成29年2月15日(木)以降でもあります。(税務署の閉鎖日(土・日曜・祝日等)は、税務署では開設されず申告書の受け付けを行っておりません。)			<p>このお知らせは、国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーをご利用いただいた 方などへ確定申告書・決算書等用紙を送付することに代えて送付しています。</p> <p>平成28年分確定申告書の作成に必要な情報 国税 太郎 様</p> <p>《電子申告(e-Tax)に関する事項》 <input type="radio"/> 利用者識別番号 1234 1234 1234 1234 <input type="radio"/> ダイレクト納付 ご利用あり <small>※ 利用金額超過については、e-Taxのメッセージボックスをご確認ください。</small> </p> <p>《所得税及び消費特別控除税に関する事項》 <input type="radio"/> 申告の種類 <input type="radio"/> 予定納税額(合計) 9,999,999,999 円 <input type="radio"/> 振替納税利用 国税銀行 <small>金融機関</small> 財務支店</p> <p>青色</p> <p>《消費税及び地方消費税に関する事項》 <input type="radio"/> 「簡易課税制度選択届出書」の提出状況 <input type="radio"/> 「課税事業者選択届出書」の提出状況 <input type="radio"/> 「課税期間特例選択届出書」の提出状況 <input type="radio"/> 中間納付税額(合計) 9,999,999,999 円 <input type="radio"/> 中間納付課税額(合計) 9,999,999,999 円 <input type="radio"/> 振替納税利用 国税銀行 <small>金融機関</small> 財務支店</p> <p>提出あり</p> <p>※ 「簡易課税制度選択届出書」を提出している方であっても、基礎期間(前々年)の課税売上高が5,000万円を超える方は簡易課税制度が適用できませんのでご注意ください。</p> <p>※ 届出書類の提出状況については、届出書の提出がない場合又は平成28年分に適用がないと見込まれる場合に、「-」を表示しています。</p> <p>※ 1月ごとの中間申告を行なった方など中間納付税額が確定していない方は、中間納付税額及び中間納付課税額が表示されません。 最終の中間申告分までの消費税額及び地方消費税額を合計し、申告書「10」欄及び「2」欄に記載してください。</p> <p>このお知らせは、平成28年11月1日時点の情報に基づき作成しています。</p> <p>税務署からのお知らせ 国税庁ホームページ「確定申告等作成コーナー」をご利用いただき、ご自宅等での申告書作成をお願いします。</p> <p>税に関するご相談は、国税庁ホームページの「タックスアンサー」をご利用ください。</p> <p>電話による国税についてのご相談は、自動音声によりご案内しております。</p>
申告書の受付期間	納 税 期 限	審査日(審査納税利用の場合)												
平成29年2月16日(木) ～平成29年3月15日(水)	平成29年3月15日(水) ～平成29年4月20日(木)													
平成29年1月 ～平成29年3月31日(金) (回数の超過する場合は別途申告書提出を行なっています。)	平成29年3月31日(金) ～平成29年4月25日(火)													
※ 送付書類は、平成29年2月15日(木)以降でもあります。(税務署の閉鎖日(土・日曜・祝日等)は、税務署では開設されず申告書の受け付けを行っておりません。)														

※上記のお知らせは平成28年分です。